

町県民税の申告相談

2月14日～3月17日まで

今年も町・県民税を申告していただく時期になりました。この申告は、平成26年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や介護保険料及び所得証明書などの税関係証明書発行の資料となる重要な手続きですので、期限内に忘れずに申告書を提出してください。なお、申告相談の際の注意点などをまとめましたので、必要な書類の事前準備をお願いします。

申告相談日程				会場
月日	曜日	相談受付地域		(対象地区)
		午前	午後	
2/14	金	中田、原、上原	堀之内、北原、針生	鷹山地区公民館 (鷹山地区)
17	月	山道、西	新屋敷1・2	
18	火	下折居、上折居、西原、細野	東小手沢、南	
19	水	南部1・2	南部3・4・5	東根地区公民館 (東根地区)
20	木	中部1・2	中部4・5・6	
21	金	北部1・2	北部3・4	
24	月	中部3、東部1・2	東部3・4	
25	火	蚕桑3・4	蚕桑1・2・5	蚕桑地区公民館 (蚕桑地区)
26	水	蚕桑6・7	蚕桑8・9・10	
27	木	蚕桑12・16・17・18	蚕桑11・13	
28	金	蚕桑14・15	蚕桑19・20	
3/4	火	鮎貝3・4・12	鮎貝10・14	ハーモニープラザ (鮎貝地区)
5	水	鮎貝2、高岡2、深山2	鮎貝1・6	
6	木	鮎貝7・8・9	鮎貝5、高岡1、深山1	
7	金	鮎貝13	鮎貝11、黒鴨	
10	月	十王1・2	十王3・4・5・6	産業センター (荒砥・十王地区)
11	火	十王8・9・10	十王7、菖蒲1・2	
12	水	下山・佐野原	貝生2、八幡2	
13	木	貝生1、大瀬	貝生3、新町	
14	金	上町、出来町1、横町1	仲町1・3	
17	月	仲町2、出来町2	横町2、八幡1、仲町4	

※3月3日(月)は申告相談を休みます。

【注意点】

<開館時間> 午前8時30分
 <受付時間> 午前の部 午前8時45分～11時 (相談は午前9時開始)
 午後の部 午前11時45分～午後3時 (相談は午後1時開始)

- 申告相談は受付簿に記入された順に行います。
- 今年度も地域指定を行いますので、次のことに注意してください。
 - ①指定された日の時間帯においでください。
 - ②指定日に都合のつかないかたは、同じ地区の会場のいずれかの日においでください。
 - ③同じ地区の会場のいずれの日にも都合がつかないかたは、事前に税務出納課町民税係へご連絡(新たな日を予約)ください。

※連絡なしに指定会場以外に来られたかたは、資料がないため受付できませんのでご注意ください。

- 役場庁舎内での相談はお受けできません。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- 自書申告書は役場税務出納課または申告会場でお預かりいたします。
- 前年(平成25年1月1日～12月31日)の所得を申告してください。